

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

令和元年6月21日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

記

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に係る協議について

処分理由

丹波少年自然の家事務組合を組織する篠山市が市名変更することに伴い、同事務組合理約の変更について関係市町と協議する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第3号

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に係る協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、次のとおり丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関し関係市町間で協議を行うことについて、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年4月10日

芦屋市長 山中 健

記

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更する規約  
丹波少年自然の家事務組合理約（昭和54年4月1日規約第1号）の一部を次のように変更する。

第2条中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

別表中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

附 則

この規約は、平成31年5月1日から施行する。

## 丹波少年自然の家事務組合格約

昭和54年 4月 1日 規約第1号  
改正 昭和58年 4月 1日  
改正 平成 4年 4月21日  
改正 平成11年 4月 1日  
改正 平成16年11月 1日  
改正 平成19年 4月 1日  
改正 平成27年 4月 1日

(組合の名称)

第1条 この組合は、丹波少年自然の家事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。  
尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町  
丹波市 篠山市

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、丹波少年自然の家の設置及び管理に関する教育事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、兵庫県丹波市青垣町西芦田字イケ2032番2に置く。

(組合議会の組織)

第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、18人とする。  
2 組合議員は、関係市町の長（第7条第2項の規定により選任された管理者及び副管理者を除く。）及び議会の議長とする。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町の長又は議会の議長としてのそれぞれの任期による。

(管理者及び副管理者)

第7条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。  
2 管理者及び副管理者は、関係市町の長の互選による。  
3 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

(管理者等の任期)

第8条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長としての任期による。

(会計管理者)

第9条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、組合事務所の所在する市の会計管理者をもって充てる。

(職員)

第10条 組合に職員を置き、その定数は、条例で定める。

2 前項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期による。

(教育委員会)

第12条 組合に教育委員会を置く。

2 教育長は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育長のうちから任命する。

3 教育委員会の委員は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育委員会の委員のうちから任命する。

(教育委員会の教育長及び委員の資格決定に関する事務を処理する選挙管理委員会)

第13条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)

第14条第2項に規定する選挙管理委員会は、管理者の属する市町の選挙管理委員会とする。

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、関係市町の負担金、使用料及びその他の収入をもって支弁し、関係市町の負担区分は、別表のとおりとする。

附 則

1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

2 この規約による管理者が選任されるまでの間は、この規約の施行日の前日に氷上郡広域行政事務組合の管理者であつた者がその職務を行う。

3 この規約の施行日の前日に氷上郡広域行政事務組合丹波少年自然の家の職員であつた者は、第10条第2項の規定にかかわらず、この規約の施行日に組合の職員に任命されたものとする。

4 組合の条例及び規則が制定されるまでの間は、この規約の施行日の前日に効力を有していた氷上郡広域行政事務組合の条例及び規則の例による。

附 則 (昭和58年4月1日改正)

- 1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成4年4月21日改正)

- 1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日改正)

- 1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年11月1日改正)

- 1 この規約は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日改正)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。  
(旧教育長に関する経過措置)
- 2 改正後の規約(以下「新規約」という。)第12条第2項の規定にかかわらず、新規約の施行の際現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

別表

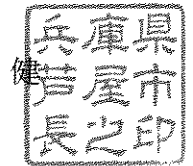
項 目	関係市町	負 担 区 分	
		市 町 別	地域別
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80
	篠山市	—	100分の20
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100
施設の管理運営費	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の9 人口割100分の81	100分の90
	丹波市	—	100分の7
	篠山市	—	100分の3

人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。

芦企政第27号  
平成31年4月9日

芦屋市教育委員会  
教育長 福岡憲助様

芦屋市長 山中



丹波少年自然の家事務組合理約の変更について

丹波少年自然の家事務組合理約を変更する協議について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第12条の規定により市議会が意見を聴取すべきところ、諸般の事情により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定による専決処分を行うため、本職から貴職の意見を求めます。

芦教育第 25 号  
平成31年4月9日

芦屋市長 山中 健 様

芦屋市教育委員会  
教育長 福岡 憲助



丹波少年自然の家事務組合理約の変更について

平成31年4月9日付芦企政第27号で意見を求められた丹波少年自然の家事務組合理約を変更することについては、異論ありません。



## 地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(第2項省略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令抜粋

(関係地方公共団体の教育委員会の意見の聴取)

第12条 教育組合のうち法第21条に規定する事務の一部を処理するものについて関係地方公共団体が地方自治法第286条若しくは第288条の協議又は同法第291条の3第1項若しくは第3項若しくは第291条の10第1項の協議を行う場合においては、当該関係地方公共団体の議会は、同法第290条又は第291条の11の議決をする前に、当該関係地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。ただし、法第23条第1項の条例の定めるところにより、当該関係地方公共団体の教育委員会が、当該教育組合が処理し又は処理することとなる法第21条に規定する事務の全てを管理し、及び執行しないこととされているときは、この限りでない。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

### (教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(職務権限の特例)

第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (3) 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。